

# 一般競争入札公告（再度公告）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月16日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 渡辺 聰

## 1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）
- (2) 調達件名の仕様等 仕様書による。
- (3) 使用期間 令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日の前日までとする。
- (4) 需要場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行う。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する予定契約電力及び月毎の予定使用電力量を基に算出した総価とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札決定後は、当該入札書に記載された金額の積算根拠となった契約電力及び使用電力量に対する単価をもって単価契約を行うものとする。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」（環境配慮契約法平成19年法律第56号）を満たすこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒930-8509 富山県富山市神通本町1丁目5番5号

富山労働局総務部総務課会計第一係 桑名

電話 076-432-2727 FAX 076-432-6471

- (2) 入札説明書等の交付方法

上記(1)の交付場所、政府電子調達(GEPS)システム（以下「電子調達システム」という。）、又は富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

- (3) 入札説明書等の交付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月24日（火）まで

- (4) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

- (5) 入札参加申込関係書類等の提出期限

令和8年2月25日（水）17時15分までに、入札説明書に定める書類を上記(1)に提出すること。なお、紙入札方式により提出する場合は、原則、郵送又は持参によることとし、郵送の場合、上記(1)宛に入札参加資格確認申請書等の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

- (6) 入札書の受領期限

令和8年2月26日（木）10時00分

- (7) 開札の日時及び場所

令和8年2月26日（木）10時05分 富山労働総合庁舎5階 小会議室504

紙により入札書を提出した場合は、開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

### 4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明

を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

契約書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式によることができる。

(6) 押印の省略（契約書以外）

提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 国の予算成立との関係について

契約締結日までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(9) その他 詳細は入札説明書による。

令和 8 年度 富山労働局管下 5 施設で使用する  
電力供給契約（低圧）

入札説明書

令和 8 年 2 月

富山労働局総務部総務課

# 入札関係書類受領書

(電子入札・紙入札共通)

## 【 提 出 先 】

富山労働局総務部総務課 会計第一係 行

E-mail : kaikei-toyamakyoku.a15(★)mh1w.go.jp

※メールで提出の場合は、(★)を@に変更してください

FAX : 076-432-6471

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階  
(TEL 076-432-2727)

入札案件名	令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する 電力供給契約（低圧）		
受領日 (ダウンロード日)	令和	年	月 日
事業所名所			
事業所所在地			
担当者名			
TEL番号			
FAX番号			
メールアドレス			
入札参加方式	<input type="checkbox"/> 電子調達システム		<input type="checkbox"/> 紙入札

(注1) 入札関係書類をダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、上記の提出先へメール、FAXもしくは郵送でご提出ください。

(注2) 本受領書は、仕様書の変更案内や各種ご連絡の際に使用します。

(注3) 本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日、  
辞退の理由をお伺いする場合があります。

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者。」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 調 達 件 名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約  
(低圧)
- (2) 調達件名の仕様等 仕様書による。
- (3) 使 用 期 間 令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日の前日まで  
とする。
- (4) 需 要 場 所 仕様書による。

## 2 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において関係書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する予定契約電力及び月毎の予定使用電力量の総価を入札金額とすること。

(※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引または割増、発電費用等に  
係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に  
関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。)

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと)

また、落札決定後は、当該入札書に記載された金額の積算根拠となった契約電力及び使用電力量に対する単価をもって単価契約を行うものとする。

## 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」（環境配慮契約法平成19年法律第56号）を満たすこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
- ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(9) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

#### 4 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び本入札に関する問合せ先

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局総務部総務課会計第一係 桑名  
電話 076-432-2727 FAX 076-432-6471

(2) 入札説明書等の交付方法

上記(1)の場所において交付する。また、政府電子調達(GEPS)システム（以下「電子調達システム」という。）、又は富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

(3) 入札説明書等の交付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月24日（火）まで  
(土日祝を除く8時30分から12時、13時から17時15分)

#### 5 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

#### 6 入札参加申込関係書類の提出期限並びに場所等

入札参加者は、下記(1)入札参加申込関係書類に定める書類一式を作成し、下記(2)に定める期限までに提出しなければならない。

入札参加申込関係書類等の提出は電子調達システムにより行う。ただし紙による入札を希望する者は、原則として上記4(1)の場所へ郵送（簡易書留に限る。）又は持参する。郵送の場合、下記(2)に定める入札参加申込関係書類の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は入札参加者に属するものとする。また、封筒に「令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）に係る入札参加申込関係書類在中」と記載すること。

(1) 入札参加申込関係書類の提出

- ① 様式1 入札参加申込書
- ② 様式2 誓約書及び役員等名簿

- ③ 競争参加資格審査結果通知書の写し
  - ④ 様式4 委任状（代理人による入札参加者のみ）
  - ⑤ 様式5 電子入札案件の紙入札方式での参加申請書（紙入札による入札参加者のみ）
  - ⑥ 様式6 紙契約方式承諾願（落札後、紙契約を希望する参加者のみ）
  - ⑦ 様式7 適合証明書
  - ⑧ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- (2) 入札参加申込関係書類の提出期限  
令和8年2月25日（水）17時15分まで
- (3) その他
- ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された書類は返却しない。
  - エ 提出期限以降における申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
  - オ 電子調達システムにより提出する場合は、Word、Excel 又は PDF 形式で作成するものとする。
  - カ 開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 7 質問書の提出等

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けることとする。

(1) 質問票の提出

質問票様式8又はこれに準じた内容の書類を作成し提出すること。

① 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月24日（火）17時15分まで（必着）

② 提出場所

上記4（1）の場所に同じ。

メール、郵送またはFAXによる提出とし、上記期限必着とする。

(2) 質問書に対する回答

質問内容及び回答は、富山労働局ホームページにおいて公開する。

## 8 入札書の提出場所等

(1) 提出方法

入札書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

ア 電子調達システムによる入札を行う場合

入札書を電子調達システムに定める手順に従って登録し、入札登録時に内訳表として入札書別紙様式3-2を添付の上、令和8年2月26日（木）10時00分までに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより入札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

入札書別紙様式3-2については、入札金額送信時にExcel形式にて添付するも

のとする。

イ 紙による入札を行う場合

入札書様式3-1及び入札書別紙様式3-2を作成し、令和8年2月26日（木）10時00分までに下記9（1）イの場所へ提出すること。入札書様式3-1及び入札書別紙様式3-2は封筒に入れ封緘し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 富山労働局総務部長と記載）及び「**令和8年2月26日開札 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧） 入札書在中 第〇回目**」と朱書きしなければならない。

電報、メール、FAX、電話その他の方法による提出は認めない。

（2）無効の入札

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者の入札書

イ 入札書の提出期限内に到達しなかった入札書

ウ 入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

エ 国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかつた入札書

オ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札書

カ 入札書の記載金額を加除訂正した入札書

キ 入札書に入札者又はその代理人の記名がない入札書

ク 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者の入札書、又は入札保証金の免除を受けなかつた者の入札書

ケ 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札書

コ 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札書

サ 無権代理人がした入札書

シ 暴力団に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになった者の入札書

ス 社会保険・労働保険料の滞納がない旨の申立書を提出せず、又は虚偽の申し立てをし、若しくは申立書に定める義務を履行しなかつた者の入札書

セ 厚生労働省所管法令違反等に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになった者の入札書

ソ その他入札に関し不正行為があつたものの入札書

（3）入札の延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（4）代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札をする場合（ICカード取得者が代表者でない場合）には、当該システムで定める委任の手続を終了しておかなければならぬ。なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む）するとともに、入札時までに様式4による委任状を提出しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 9 開札

### (1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年2月26日（木）10時05分

イ 場所 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階  
富山労働局 小会議室504

### (2) 開札手続等

ア 電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

イ 紙により入札書を提出した場合は、開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。なお、開札場への入室は原則として1社につき1名とする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係る当局の職員を立ち会わせて行う。

① 入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ、入札権限に関する委任状（**様式4**）及び身分証明書を提出又は提示しなければならない。

② 入札者又はその代理人は開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 10 再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者に限る。再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。（※すなわち入札の上限回数は3回までである。）

## 11 落札者の決定

（1）有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

（2）落札となるべき者が2人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字とする。空欄で提出した場合は、競争参加資格業者コード番号の末尾3桁とする。）を併せて記載するものとする。なお、紙による入札のみの場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、又はくじを引かない者があるときは、本件入札事務に係る当局の職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（3）落札者を決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するとともに、電子調達システム及び当局ホームページにて落札結果を公表するものとする。

## 12 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、令和8年4月1日に契約を締結するものとする。  
契約手続きに係る書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式によることができる。
- (2) 契約条項 別添契約書（案）のとおり

## 13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 支払い条件  
契約書（案）による。
- (4) 押印の省略  
提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。  
また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。
- (5) 人権尊重への取り組み  
入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むことに誓約したものとする。
- (6) 国の予算成立との関係について  
契約締結日までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (7) その他  
落札者は、落札決定後、速やかに直近2年間の保険料納付の写しを提出すること。

## 14 電子調達システム利用について

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達（GEPS）及び調達ポータルへの利用者登録が必要である。詳細については、以下ポータルサイトを確認のこと。

- 政府電子調達（GEPS）・調達ポータル  
URL <https://www.p-portal.go.jp/>
- ※ヘルプデスク  
0570-000-683（ナビダイヤル）

## 入札参加申込書

(電子入札・紙入札共通様式)

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

なお、この申込書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることとなる異議はありません。

記

1 入札案件名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない。
- (2) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てる。また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない。
- (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守する。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することを誓約する。
- (9) 前記（5）から（7）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様の対応を行う。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

## 誓 約 書

私（当社）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、役員等の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の提出を求められ、また当該個人情報を警察に提供することがあることについて了承します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威圧を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

※様式2添付書類：役員等名簿

## 役 員 等 名 簿

法人（個人）名：                        

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	
	(                    )	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載された役員全員を記載してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

第\_\_\_\_回

## 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

入札者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

入札案件名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）

入札金額 金 円

(消費税及び地方消費税は含まない。)

※入札書別紙様式3-2と併せてご提出ください。

※入札書別紙様式3-2B入札書記載金額（消費税抜）の金額を転記すること。

電子くじ番号			
--------	--	--	--

※任意の3桁の数字を記載すること。

需要場所			基本料金(単価には消費税含む)			電力量料金(単価には消費税含む)							再エネ特約料金(単価には消費税を含む)			合計 (小数点以下月ごとに 切捨)	
			予定 契約 電力 (kVA/ kW/A)	基本 料金 単価 (円/kW)	基本料金 (円)	予定 電力 使用量 (kWh)	電力量 料金単価			電力量料金			割引調整	料金計	予定電力使 用量の40%	再エネ特約単価 (円/kWh)	料金計 (円)
① 硫 波 労 働 基 準 監 督 署	従 量 電 灯 ( k V A )	a	b	c=a×b	d	e1	e2	e3	f1=120×e1	f2=180×e2	f3=(d-300)×e3	g	h=f1+f2+f3-g	i=d×40%	j	k=i×j	c+h+k
		令和8年4月	20	0.00	971				0.00	0.00	0.00		0.00	388		0.00	0
		令和8年5月	20	0.00	823				0.00	0.00	0.00		0.00	329		0.00	0
		令和8年6月	20	0.00	812				0.00	0.00	0.00		0.00	325		0.00	0
		令和8年7月	20	0.00	993				0.00	0.00	0.00		0.00	397		0.00	0
		令和8年8月	20	0.00	895				0.00	0.00	0.00		0.00	358		0.00	0
		令和8年9月	20	0.00	942				0.00	0.00	0.00		0.00	377		0.00	0
		令和8年10月	20	0.00	932				0.00	0.00	0.00		0.00	373		0.00	0
		令和8年11月	20	0.00	825				0.00	0.00	0.00		0.00	330		0.00	0
		令和8年12月	20	0.00	870				0.00	0.00	0.00		0.00	348		0.00	0
		令和9年1月	20	0.00	1,211				0.00	0.00	0.00		0.00	484		0.00	0
		令和9年2月	20	0.00	1,263				0.00	0.00	0.00		0.00	505		0.00	0
		令和9年3月	20	0.00	1,270				0.00	0.00	0.00		0.00	508		0.00	0
計(消費税込)														(1)		0	
② 硫 波 公 共 職 業 安 定 所	低 圧 電 力 ( k W )	a	b	c=a×b	d	e						g	h=d×e-g	i=d×40%	j	k=i×j	c+h+k
		令和8年4月	14	0.00	374								0.00	150		0.00	0
		令和8年5月	14	0.00	196								0.00	78		0.00	0
		令和8年6月	14	0.00	107								0.00	43		0.00	0
		令和8年7月	14	0.00	269								0.00	108		0.00	0
		令和8年8月	14	0.00	293								0.00	117		0.00	0
		令和8年9月	14	0.00	254								0.00	102		0.00	0
		令和8年10月	14	0.00	202								0.00	81		0.00	0
		令和8年11月	14	0.00	173								0.00	69		0.00	0
		令和8年12月	14	0.00	431								0.00	172		0.00	0
		令和9年1月	14	0.00	790								0.00	316		0.00	0
		令和9年2月	14	0.00	1,152								0.00	461		0.00	0
		令和9年3月	14	0.00	846								0.00	338		0.00	0
計(消費税込)														(2)		0	
③ 富 山 労 働 局 助 成 金 保 管 庫 ( 2 階 )	従 量 電 灯 ( k V A )	a	b	c=a×b	d	e1	e2	e3	f1=120×e1	f2=180×e2	f3=(d-300)×e3	g	h=f1+f2+f3-g	i=d×40%	j	k=i×j	c+h+k
		令和8年4月	40	0.00	2,270				0.00	0.00	0.00		0.00	908		0.00	0
		令和8年5月	40	0.00	2,122				0.00	0.00	0.00		0.00	849		0.00	0
		令和8年6月	40	0.00	2,305				0.00	0.00	0.00		0.00	922		0.00	0
		令和8年7月	40	0.00	2,264				0.00	0.00	0.00		0.00	906		0.00	0
		令和8年8月	40	0.00	2,191				0.00	0.00	0.00		0.00	876		0.00	0
		令和8年9月	40	0.00	2,037				0.00	0.00	0.00		0.00	815		0.00	0
		令和8年10月	40	0.00	2,035				0.00	0.00	0.00		0.00	814		0.00	0
		令和8年11月	40	0.00	2,057				0.00	0.00	0.00		0.00	823		0.00	0
		令和8年12月	40	0.00	1,924				0.00	0.00	0.00		0.00	770		0.00	0
		令和9年1月	40	0.00	2,020				0.00	0.00	0.00		0.00	808		0.00	0
		令和9年2月	40	0.00	1,996				0.00	0.00	0.00		0.00	798		0.00	0
		令和9年3月	40	0.00	2,038				0.00	0.00	0.00		0.00	815		0.00	0
計(消費税込)														(3)		0	
② 硫 波 公 共 職 業 安 定 所	低 圧 電 力 ( k W )	a	b	c=a×b	d	e						g	h=d×e-g	i=d×40%	j	k=i×j	c+h+k
		令和8年4月	18	0.00	126								0.00	50		0.00	0
		令和8年5月	18	0.00	37								0.00	15		0.00	0
		令和8年6月	18	0.00	47								0.00	19		0.00	0
		令和8年7月	18	0.00	345								0.00	138		0.00	0
		令和8年8月	18	0.00	417								0.00	167		0.00	0
		令和8年9月	18	0.00	362								0.00	145		0.00	0
		令和8年10月	18	0.00	96								0.00	38		0.00	0
		令和8年11月	18	0.00	74								0.00	30		0.00	0
		令和8年12月	18	0.00	163								0.00	65		0.00	0
		令和9年1月	18	0.00	185								0.00	74		0.00	0
		令和9年2月	18	0.00	187								0.00	75		0.00	0
		令和9年3月	18	0.00	161								0.00	64		0.00	0
計(消費税込)														(4)		0	
③ 富 山 労 働 局 助 成 金 保 管 庫 ( 2 階 )	融 雪 用 電 力 ( k W )	a	b	c=a×b	d	e						g	h=d×e-g	i=d×40%	j	k=i×j	c+h+k
		令和8年4月	9	0.00	13								0.00	5		0.00	0
		令和8年5月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年6月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年7月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年8月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年9月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年10月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年11月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和8年12月	9	0.00									0.00	0		0.00	0
		令和9年1月	9	0.00	1,017								0.00	407		0.00	0
		令和9年2月	9	0.00	1,662								0.00	665		0.00	0
		令和9年3月	9	0.00	667								0.00	267		0.00	0
計(消費税込)														(5)		0	
③ 富 山 労 働 局 助 成 金 保 管 庫 ( 2 階 )	従 量 電 灯 ( A )	a	b	c	d	e						g	h=d×e-g	i=d×40%	j	k=i×j	c+h+k
		令和8年4月	30		5								0.00	2		0.00	0
		令和8年5月	30		5								0.00	2		0.00	0
		令和8年6月	30		2								0.00	1		0.00	0
		令和8年7月	30		1								0.00	0		0.00	0
		令和8年8月	30		0								0.00	0		0.00	0
		令和8年9月	30		1</												

需要場所			基本料金(単価には消費税含む)			電力量料金(単価には消費税含む)						再エネ特約料金(単価には消費税を含む)			合計 (小数点以下月ごとに 切捨)			
			予定 契約 電力 (kVA/ kW/A)	基 本 料 金 単 価 (円/kW)	基 本 料 金 基 本 料 金 (円)	予定 電 力 使 用 量 (kWh)	電力量 料金単価			電力量料金			割引調整	料金計				
④高岡公共職業安定所第2駐車場	従量電灯(A~)	a	c	d	e								g	$h=d \times e - g$	$i=d \times 40\%$	j	$k=i \times j$	c+h+k
		令和8年4月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年5月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年6月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年7月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年8月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年9月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年10月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年11月	20		0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年12月	20		5								0.00	2	0.00	0.00	0	
		令和9年1月	20		6								0.00	2	0.00	0.00	0	
		令和9年2月	20		5								0.00	2	0.00	0.00	0	
		令和9年3月	20		5								0.00	2	0.00	0.00	0	
計(消費税込)															(7)		0	
⑤砺波公共職業安定所小矢部出張所	融雪用電力(kW)	a	b	$c=a \times b$	d	e							g	$h=d \times e - g$	$i=d \times 40\%$	j	$k=i \times j$	c+h+k
		令和8年4月	5	0.00	1								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年5月		0.00									0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年6月		0.00									0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年7月		0.00									0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年8月		0.00									0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年9月		0.00									0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年10月	5	0.00	0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和8年11月	5	0.00	5								0.00	2	0.00	0.00	0	
		令和8年12月	5	0.00	0								0.00	0	0.00	0.00	0	
		令和9年1月	5	0.00	737								0.00	295	0.00	0.00	0	
		令和9年2月	5	0.00	942								0.00	377	0.00	0.00	0	
		令和9年3月	5	0.00	71								0.00	28	0.00	0.00	0	
計(消費税込)															(8)		0	
⑥砺波公共職業安定所小矢部出張所	従量電灯(kVA)	a	b	$c=a \times b$	d	e1	e2	e3	$f1=120 \times e1$	$f2=180 \times e2$	$f3=(d-300) \times e3$	g	$h=f1+f2+f3-g$	$i=d \times 40\%$	j	$k=i \times j$	c+h+k	
		令和8年4月	15	0.00	1,249				0.00	0.00	0.00	0.00	500	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年5月	15	0.00	1,314				0.00	0.00	0.00	0.00	526	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年6月	15	0.00	1,123				0.00	0.00	0.00	0.00	449	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年7月	15	0.00	1,326				0.00	0.00	0.00	0.00	530	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年8月	15	0.00	1,197				0.00	0.00	0.00	0.00	479	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年9月	15	0.00	1,173				0.00	0.00	0.00	0.00	469	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年10月	15	0.00	1,337				0.00	0.00	0.00	0.00	535	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年11月	15	0.00	1,373				0.00	0.00	0.00	0.00	549	0.00	0.00	0.00	0	
		令和8年12月	15	0.00	1,397				0.00	0.00	0.00	0.00	559	0.00	0.00	0.00	0	
		令和9年1月	15	0.00	1,313				0.00	0.00	0.00	0.00	525	0.00	0.00	0.00	0	
		令和9年2月	15	0.00	1,341				0.00	0.00	0.00	0.00	536	0.00	0.00	0.00	0	
		令和9年3月	15	0.00	1,316				0.00	0.00	0.00	0.00	526	0.00	0.00	0.00	0	
計(消費税込)															(9)		0	
⑦高岡公共職業安定所小矢部出張所	低圧電力(kW)	a	b	$c=a \times b$	d	e							g	$h=d \times e - g$	$i=d \times 40\%$	j	$k=i \times j$	c+h+k
		令和8年4月	26	0.00	900								0.00	360	0.00	0.00	0	
		令和8年5月	26	0.00	500								0.00	200	0.00	0.00	0	
		令和8年6月	26	0.00	1,000								0.00	400	0.00	0.00	0	
		令和8年7月	26	0.00	1,700								0.00	680	0.00	0.00	0	
		令和8年8月	26	0.00	1,600								0.00	640	0.00	0.00	0	
		令和8年9月	26	0.00	1,200								0.00	480	0.00	0.00	0	
		令和8年10月	26	0.00	600								0.00	240	0.00	0.00	0	
		令和8年11月	26	0.00	700								0.00	280	0.00	0.00	0	
		令和8年12月	26	0.00	1,400								0.00	560	0.00	0.00	0	
		令和9年1月	26	0.00	2,600								0.00	1,040	0.00	0.00	0	
		令和9年2月	26	0.00	2,800								0.00	1,120	0.00	0.00	0	
		令和9年3月	26	0.00	1,700								0.00	680	0.00	0.00	0	
計(消費税込)															(10)		0	

A

合計(消費税込)  
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩

0

B

入札書記載金額(消費税抜)  
A/1.1(小数点以下切捨)

0

※予定契約電力(a)及び予定電力使用量(d)の数値は変更しないこと。  
 ※(a)(d)以外の項目については、必要に応じて追加・修正可能とする。  
 ※火力割引または割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
 ※再エネ使用量(i)を予定電力使用量(d)の40%(小数点以下四捨五入)と仮定しているため、再エネ比率が40%を超える場合は数値を変更すること。  
 ※B入札書記載金額(消費税抜)を入札書に転記すること。

住 所	
商号又は名称	
代表者 氏名	
代 理 人	

## 委任状

(電子入札・紙入札共通様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

今般 (代理人氏名) を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

入札案件名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）

## 電子入札案件の紙入札方式での参加申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を申請いたします。

記

1 入札案件名

令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）

2 電子調達システムでの参加ができない理由

## 紙契約方式承諾願

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

記

1 入札案件名  
令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）

---

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長

## 適合証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり相違ないことを証明します

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他 ( )	

2 令和5年度の状況

項目	自社の基準値	点数
①令和5年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有無	点数
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(別 紙)

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況に関する区分値及び配点

要 素	区 分 値	点数
①令和5年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（単位：kg·CO <sub>2</sub> /kWh）	0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.520未満	50
	0.520以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

## 質問票

令和8年2月24日（火）17時15分締切

入札案件名	令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）			
事業所名		担当者名		
電話番号		電子メール アドレス		
(質問内容)				
(回答)				
受付日		回答日		回答者名
(備考)				

※閲覧に供する際は、質問事業所名等は公表されません。



## 利用開始方法

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

## STEP1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

## STEP2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

## STEP3 環境設定・利用者登録

### ●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザーを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

### ●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

## お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。



□ <https://www.p-portal.go.jp/faq>

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

### ●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

**ナビダイヤル** ☎ 0570-000-683

**IP電話等** ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。  
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

### ●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

**IP電話等** ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。  
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。



# 政府電子調達(GEPS)

ジープス

## 便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは  
調達ポータルに  
統合され、  
さらに便利に  
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





## 本システムについて

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

\*府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

### 対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

#### ● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

#### ● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



## ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



### ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



### 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



### 常時利用可能\*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。  
※システムメンテナンス時を除きます。



### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



### 印鑑が不要

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。  
※法令で義務のある場合を除きます。

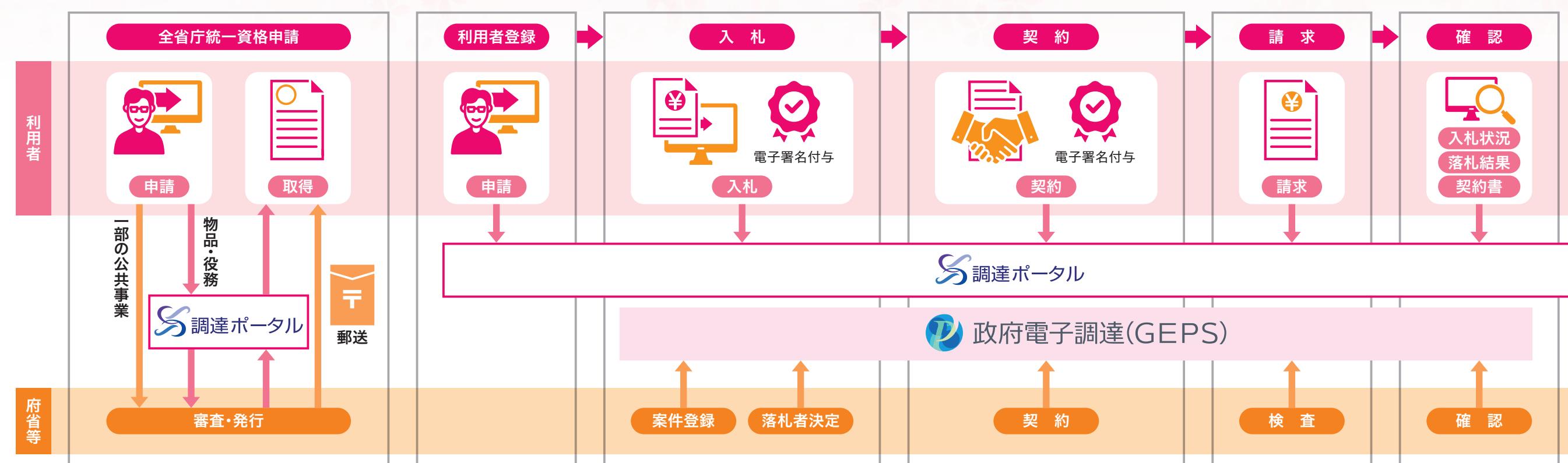


## 全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



## 契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 契約期間 令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日の前日まで
4. 契約金額 別紙「契約料金表」のとおり
5. 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 富山労働局総務部長 渡辺 聰（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）業務（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年＊月＊日

甲 富山県富山市神通本町1丁目5番5号  
支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 渡辺 聰

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約電力)

第3条 契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(費用負担)

第4条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第5条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再受託者の行為について全ての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再受託者と約定しなければならない。

4 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

5 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第6条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第5項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約単価のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(使用電力量の増減)

第7条 甲の使用電力量は、都合により仕様書別紙の予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(監督)

第9条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(計量及び検査)

第10条 乙は原則として毎月の「計量日」に計量器に記録された値を読みとらせ、計量した使用電力量（前月の計量日から当月の計量日の前日まで）等を甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

5 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(対価の支払)

第11条 乙は、前条に定められた検査終了後、第3条に定める契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た金額とする。）に、当該月における使用電気量に同項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額（ただし、燃料費調整等を行う場合は、燃料費調整額等を加えた金額又は減じた額とする。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）を1月ごとに官署支出官富山労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

- 2 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、北陸管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- 3 官署支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。  
ただし、乙の定める約款において、約定期間と異なる期間（以下「指定期間」という。）の定めがある場合は、約定期間に優先して指定期間を適用する。

（遅延利息）

第12条 官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第3項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（事情変更）

第13条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面により定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

#### (個人情報保護)

- 第16条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
  - 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。
  - 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
  - 5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。
  - 6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

#### (契約の解除等)

- 第17条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力料金単価）を乗じて得た額と、第3条に定める契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額とを合算した額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。
    - (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
    - (2) 乙の都合により乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
    - (3) 乙の責めに帰する事由により完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
    - (4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
    - (5) 第15条の規定に違反したとき。
  - 3 甲は、乙について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該契約の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(危険負担)

第18条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責めに帰し得ない事由により契約の履行ができないなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は対価の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第17条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
  - (3) 競争参加資格を有していないかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。
  - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項第1号、第2号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
  - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合

には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加えて得た金額（以下「請求見込額」という。）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の請求見込額の100分の10に相当する額のほか、請求見込額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第19条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等

(下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 甲は、第17条第2項、同条第3項、第22条、第23条、前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条第2項、同条第3項、第22条、第23条、前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(定めのない条項)

第28条 本契約条項に関し疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、乙の定める約款によるほか、甲乙協議の上、決定するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第29条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については富山地方裁判所

を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条、第15条、第16条、第17条第2項、第19条、第21条、第24条、第26条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式3)

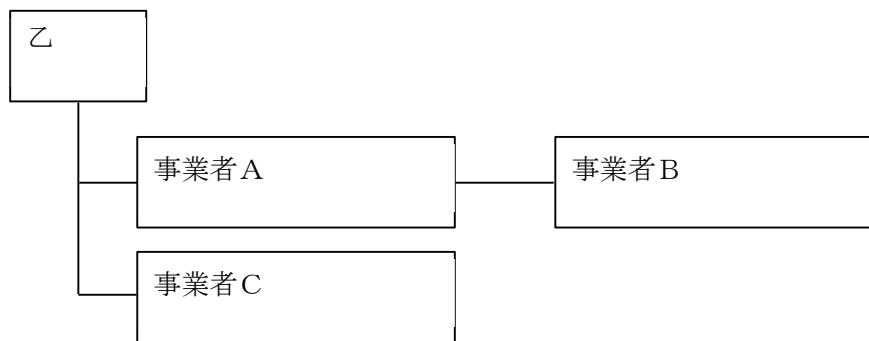
## 履行体制図

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
  - ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
  - ・各事業参加者の行う業務の範囲
  - ・業務の分担関係を示すもの

#### 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都○○区・・・	円	
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

## 契約料金表

**【①砺波労働基準監督署 従量電灯】**

区分		単位	単価
基本料金		キロワット当たり	円
電力量料金	○○kWまで	キロワット時当たり	円
	○○kWをこえ△△kWまで	キロワット時当たり	円
	△△kWを超える	キロワット時当たり	円

**【②砺波労働基準監督署 低圧電力】**

区分		単位	単価
基本料金		キロワット当たり	円
電力量料金	夏季料金	キロワット時当たり	円
	その他季料金	キロワット時当たり	円

**【③砺波公共職業安定所 従量電灯】**

区分		単位	単価
基本料金		キロワット当たり	円
電力量料金	○○kWまで	キロワット時当たり	円
	○○kWをこえ△△kWまで	キロワット時当たり	円
	△△kWを超える	キロワット時当たり	円

**【④砺波公共職業安定所 低圧電力】**

区分		単位	単価
基本料金		キロワット当たり	円
電力量料金	夏季料金	キロワット時当たり	円
	その他季料金	キロワット時当たり	円

【⑤砺波公共職業安定所 融雪用電力】

区分	単位	単価
基本料金	キロワット当たり	円
電力量料金	キロワット時当たり	円

【⑥富山労働局助成金保管庫（2階） 従量電灯】

区分	単位	単価
基本料金	キロワット当たり	円
電力量料金	○○kWまで	キロワット時当たり
	○○kWをこえ△△kWまで	キロワット時当たり
	△△kWを超える	キロワット時当たり

【⑦高岡公共職業安定所第2駐車場 従量電灯】

区分	単位	単価
基本料金	キロワット当たり	円
電力量料金	○○kWまで	キロワット時当たり
	○○kWをこえ△△kWまで	キロワット時当たり
	△△kWを超える	キロワット時当たり

【⑧高岡公共職業安定所第2駐車場 融雪用電力】

区分	単位	単価
基本料金	キロワット当たり	円
電力量料金	キロワット時当たり	円

【⑨砺波公共職業安定所小矢部出張所 従量電灯】

区分	単位	単価
基本料金	キロワット当たり	円
電力量料金	○○kWまで	キロワット時当たり
	○○kWをこえ△△kWまで	キロワット時当たり
	△△kWを超える	キロワット時当たり

【⑩砺波公共職業安定所小矢部出張所 低压電力】

区分	単位	単価
基本料金	キロワット当たり	円
電力量料金	夏季料金	キロワット時当たり
	その他季料金	キロワット時当たり

- (1) 7月1日から9月30日までの使用電力量は夏季料金を、その他の期間はその他季料金を適用する。
- (2) 上記単価には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- (3) 本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

## 仕 様 書

### 1. 概 要

- (1) 件名 令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）
- (2) 需要場所  
①砺波労働基準監督署 富山県砺波市広上町5-3  
②砺波公共職業安定所 富山県砺波市太郎丸1-2-5  
③富山労働局助成金保管庫（2階） 富山県富山市神通本町1-5-13  
横江ビル201  
④高岡公共職業安定所第2駐車場 富山県高岡市江尻村中1193  
⑤砺波公共職業安定所小矢部出張所 富山県小矢部市綾子5185
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2. 仕 様

- (1) 供給電気方式及び供給電圧（標準電圧）

- ①従量電灯  
交流単相3線式100ボルト／200ボルト  
②低压電力（融雪用電力を含む。）  
交流3相3線式200ボルト

- (2) 標準周波数

60ヘルツ

- (3) 契約容量及び契約電力

別表のとおり

- (4) 予定使用電力量

別表のとおり

月別予定使用電力量は、令和7年1月から令和7年12月の実績を参考にした値である。

ただし、需要場所⑤については、令和8年3月に高圧電力から低压電力への切り替え工事を実施する予定であり、従量電灯と低压電力の予定使用電力量は、高圧電力使用時の電力量を基に算出している。

なお、月別予定使用料はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。

- (5) 力率

別表のとおり

力率は、実際の取引においては毎月の実測力率に基づくものとする。

- (6) 供給電気の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率40パーセント以上とすること。

(7) 単位及び端数処理

- ① 契約容量の単位は1キロボルトアンペア(kVA)、契約電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- ② 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- ③ 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てることとする。

(8) 使用期間

令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日の前日までとする。

(9) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 無／有
- ② 電力会社の検診方法 訪問検針／遠隔自動検針

(10) 需給地点

別表のとおり

(11) 電気工作物の財産分界点

各需給地点に同じ

ただし、北陸電力送配電株式会社が計量地点に設置した電力需給用の計量装置は、同社の所有とする。

(12) 保安上の責任分界点

各需給地点に同じ

(13) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- ② 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について、別添「特定電源割当証明書」を半期（4月～9月期及び10月～3月期）毎に提出すること。
- ③ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北陸管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとする。
- ④ 入札価格の算定に当たっては、力率割引又は割増、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- ⑤ 停電に係る割引の取扱いについては別途落札者と協議により決定する。
- ⑥ この仕様書に定めのない事項については別途落札者と協議の上決定するものとし、富山労働局職員から指示があった場合には誠意を持って対応すること。

- ⑦ 事故等発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、富山労働局に指示・報告できるようにしておくこと。
- ⑧ 契約書については、別途落札者と協議することとしていること。

別表

		①砺波労働基準監督署		②砺波公共職業安定所			③富山労働局 助成金保管庫 (2階)	④高岡公共職業安定所 第2駐車場		⑤砺波公共職業安定所小矢部出張所	
契約容量及び契約 電力		従量電灯	低圧電力	従量電灯	低圧電力	融雪用電力	従量電灯	従量電灯	融雪用電力	従量電灯	低圧電力
		20kVA	14kW (予定力率80%)	40kVA	18kW	9kW	30A	20A	5kW	15kVA	26kW
月別 予定 使用 電力量 ( k W h )	令和8年4月	971	374	2,270	126	13	5	0	1	1,249	900
	令和8年5月	823	196	2,122	37		5	0		1,314	500
	令和8年6月	812	107	2,305	47		2	0		1,123	1,000
	令和8年7月	993	269	2,264	345		1	0		1,326	1,700
	令和8年8月	895	293	2,191	417		0	0		1,197	1,600
	令和8年9月	942	254	2,037	362		1	0		1,173	1,200
	令和8年10月	932	202	2,035	96		2	0	0	1,337	600
	令和8年11月	825	173	2,057	74		0	0	5	1,373	700
	令和8年12月	870	431	1,924	163	86	0	5	0	1,397	1,400
	令和9年1月	1,211	790	2,020	185	1,017	1	6	737	1,313	2,600
	令和9年2月	1,263	1,152	1,996	187	1,662	2	5	942	1,341	2,800
	令和9年3月	1,270	846	2,038	161	667	5	5	71	1,316	1,700
	合計	11,807	5,087	25,259	2,200	3,445	24	21	1,756	15,459	16,700
需給地点		北陸電力株式会社の2311号柱から引込した構内第1柱の第1支持点がいし負荷側の最初の電線接続点	北陸電力株式会社の2308号柱から引込した構内第1柱の第1支持点がいし負荷側の最初の電線接続点			北陸電力株式会社の0201号柱から引込した構内第1柱の第1支持点がいし負荷側の最初の電線接続点	北陸電力株式会社の1019号柱から引込した構内第1柱の第1支持点がいし負荷側の最初の電線接続点		令和8年3月に低圧化工事を実施予定		

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 証 明 書

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 殿

○○県○○市○○

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

令和 年 期に以下のとおり富山労働局管下5施設に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、富山労働局に移転したことと、いかなる第三者へも移転されてないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 ○○○○  
需要施設名 ○○○○  
需要施設住所 ○○県○○市○○  
契約電力 ○○ kW

## 2 供給期間

令和○年○月○日～○月○日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電量 (kWh) 【A】													
総供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

※仕様書に定める「再エネ比率40%以上」とは、4月～翌年3月までの1年間の平均値のことを指しており、毎月の値ではない。

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(○月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを供給する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量 (kWh)	発電期間	証書番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日 ～○年○月○日	○○
合計(kWh)			0		

総計(kwh)
0

※供給元発電所が特定できない場合は、双方協議の上、報告内容を決定するものとする。